

○文部科学省告示第七十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号の規定に基づき、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩

第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。